文 教 福 祉 常 任 委 員 会 記 録

令和4年6月28日(火)午後1時20分~午後3時00分(9階909会議室)

〇出席委員(9名)

委員長 白川 敏明 副委員長 川又 康彦 員 委 山田 裕 委 員 高木 直人 委 員 佐原 真紀 委 員 石山 波恵 委 員 鈴木 正実 委 員 羽田 房男 委 員 山岸 清

〇欠席委員(なし)

〇案 件

所管事務調査 児童虐待防止への取組に関する調査

(1) 参考人招致

参考人 児童養護施設 福島愛育園 園長 長谷川 文夫 氏 副園長補佐 遠 藤 嘉邦 氏

- (2) 参考人招致に対する意見開陳
- (3) その他

午後1時20分 開 議

(白川敏明委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

議題は、お手元に配付のとおりです。

初めに、参考人招致を議題といたします。

本日は、参考人として、児童養護施設福島愛育園園長、長谷川文夫氏、副園長補佐、遠藤嘉邦氏両名に出席いただき、話を伺います。

参考人招致に関して注意事項を申し上げます。 1 点目ですが、参考人はあらかじめ依頼した事項、 事前質問について意見を準備して出席します。そのため、事前質問以外の事項について意見を求めた 場合、委員長は委員の発言を制止することができますので、ご了承願います。ただし、参考人の了承 を得られるならば意見を求めることができます。

2点目ですが、参考人招致は証人と異なり、百条調査のような強制力がなく、委員から依頼して出席を求めるものですので、参考人に対し礼節を尽くし、追及するような質問をしないでください。

3点目ですが、本日のスケジュールは次第及び参考人招致実施要領の5、当日の進め方の6月28日分の日程のとおりです。説明が30分、質疑応答が30分となっております。また、終了後に意見開陳を行います。

それでは、参考人をご案内してまいりますので、暫時休憩します。

午後1時22分 休

憩

午後1時28分 再 開

(白川敏明委員長) 委員会を再開します。

本日は、児童養護施設から見た児童虐待の現状と予防、児童虐待の対応にあたっての関係機関との 連携の話を伺い、調査の参考とさせていただくため、児童養護施設福島愛育園園長の長谷川文夫様、 副園長補佐の遠藤嘉邦様にご出席をいただいております。

この際、参考人に一言挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、文教福祉常任委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。文教福祉常任委員会を代表して心からお礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序等につきまして申し上げます。初めに参考人からご意見をお述べいただき、 その後委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、参考人から発言をお願いいたします。着席のままお話しください。

(長谷川文夫参考人) 初めまして。福島愛育園園長の長谷川文夫と申します。本日はどうぞよろしくお願いします。私からは子供が児童養護施設入所する流れを、皆様はもう既にご承知のことと思いますが、改めまして簡単に説明させていただきまして、その後実際に虐待を受ける子供、そういうことに関連することにつきましては遠藤嘉邦副園長補佐から話しさせていただきます。

まず、福島愛育園、児童養護施設に入所する場合なのですが、福島県内にあります児童相談所からの入所の打診がございまして、それに、お手元の資料のフローチャートのとおりなのですけれども、流れに、児童相談所から打診があった場合、まず施設側でどこの担当に任せるべきかどうか、あとどのようなケースの子供であるかというところをみんなで情報を共有した上で、最終的に週に1度行われます運営会議で子供の居場所を決定させていただきまして、子供さんをお預かりするという流れになっております。

実際にお預かりするように決まりましてからは、どのような支援方法があるかということにつきましては、専門職員も含めまして、現場で実際に処遇に当たる職員とどうすべきかというところを練りながら、その子に合ったベストな処遇体制をしきながらその子供さんを迎えていくような形で考えております。

実際に入所しましてからは、自立支援計画という計画に基づきまして、年度当初、中間見直し、年度末の最終的なところの見直しということを経て翌年度の当初にまた向けていくというところで、子供たちがどうすれば社会に自立できるかというところと、またはいろんなケースがある中で、どうすればご家庭との再構築ができるかというところに主眼を置きまして、皆で情報を共有しながら、話合いをしながら努めていっているところが我々の子供たちに対する思いの大きなところでございます。これは園につきましての話でございますけれども、あとはフローチャートをご覧いただきまして、後でご質問いただければありがたく思います。

もう一つですけれども、お手元に資料とかお配りするほどの内容ではないのですが、国からいろいろ示されていることにつきましてここで二、三触れさせていただきたいと思います。平成29年の8月2日に、超党会派の方々がお集まりの議員連盟の方が中心になりまして、もちろん厚生労働省の担当部局の方、あとは全国の名立たる学識経験者、施設長さんも入りまして組織を組まれまして、これからの子供たちに向けての新しいビジョンをどうすべきかというところが考えられまして、平成29年の8月2日にそれが取りまとめられたということなのですが、その中において、施設の子供だけではありませんが、世の中による子供たちの居場所、4つの区別化が大まかにされました。1つ目は、当然のように自分のお家、実家庭が一番当たり前のことでございますが、家で生活ができない子供につきましては、家に一番近い里親さんにお願いすべきではないか。家でも里親さんにもお願いできないちょっと手のかかる子供につきましては、一番小さい集団のグループホーム的なところで面倒を見てもらうのがいいのではないかなというところ。最後に、4つ目ですが、1、2、3のどれにもちょっと難しい手のかかる子供につきましては、児童養護施設に入所して、そこで見詰め直した生き方をするというような形の4段階が居場所として示されました。

また、施設に入所することにつきましてなのですが、その以前につきましては未就学児から、いわゆる幼児さんから高校生まで幅広く児童養護施設にいろいろな理由で入所しておりましたが、新しい社会的養育ビジョンというような形の中では、未就学児さん、乳幼児については施設には原則お願いしない、全て里親さんから始まりますというところの大きな流れが変わったところです。それでもなお乳幼児でも施設にお願いするケースも出てきたりするものですから、その場合にはケアニーズの高い処遇困難な乳幼児につきましては、ある程度の期間をもってそこから次のステージに移動、面倒を見ていただく場所を変えるというところになりますけれども、それでも施設では数か月以内で終了。また、小学生以上の学童の年齢におきましては、新しく入った処遇が大変であって、新しく施設に入った子供につきましては、1年以内で施設の処遇は終了。もっと特別な、大変な子供さんであった場

合でも3年以内をめどにして施設から退所するというような方向性が示されまして、我々現場をずっと見てきている者からしますと、ちょっとつらいところがあります。子供と向き合うのは職員一人一人でありますけれども、長年培ってきました施設力という目に見えない力でありますけれども、これは全国の児童養護施設でみんな思っているところでありますので、そう言われましても国の方向性が決められた以上は、それに合わせて我々子供たちの幸せの方向に向けて援助していきたいという気持ちには変わりありませんので、そのような形でどんな事由で入ってくる子供たちも分け隔てなく面倒見ていきたいと考えている施設でございます。これが全国の児童養護施設であると私は思っております。

私のほうから今の段階で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(遠藤嘉邦参考人) 私、福島愛育園で副園長補佐、自立支援担当職員ということで、インケアといいまして、施設に入所している子供さんたちの支援プラス施設を退所した、卒園した子供さん、あとは家庭引取りになったお子さんへの支援ということで、アフターケアというものが充実されなければいけないというところで、今支援のほうの担当もさせていただいている遠藤嘉邦と申します。 2番の①から④番まで私のほうでご説明させていただきます。

①番目になりますが、入所児童の約7割から8割が虐待による入所になっております。以前は本当に社会の中で問題になっている部分というのがたくさん出ておりまして、やはりそういった被害が子供たちに行ってしまう。そうすると、社会で一番問題になっているのが、今虐待の問題が非常にマスコミ等でも取り上げられているところかと思います。以前ですとヤンママ、ギャルママなんていう時代には十六、七歳で子供さんを産んで、その後離婚してしまって、ひとり親世帯になってしまって、なかなか自分で面倒見るのが難しいということで預けられるようなケースがあったり、あとはサラ金ですとか借金というところの問題が大きくなって、経済的に困窮してしまうご家庭のお子さんが園のほうにお世話になるということがありました。ですから、社会の中でやはり問題になる部分、そういった部分がもろに子供たちに悪影響を与えて、家庭で生活できない状況になってしまうというのが児童養護施設で受け入れるケースのほとんどです。

子供の入所自体は減っておるのですが、パーセンテージからいいますとその中で、虐待を受けた子供さんの比率が現在は7割から8割を占め、上がっているという現状があります。虐待の中には、皆さんもご承知のとおり、身体的虐待、これは非常に取り沙汰されることが多いです。あとは、心理的虐待といいまして、精神的に苦痛を与えられてしまうような虐待、どなられたりとか、全く無視されたりですとかということがあります。あと、ネグレクトといいまして、単純に子供さんの面倒を見ない、食事を与えない、学校に行かせない、あと衣服も洗濯もしない、お風呂にも入れないなんていう、ひどくなってくるとそこまでのネグレクトというものがあります。あとは、潜在化していてなかなか発見に至らないのですが、家庭の中で起きているような性的虐待の問題もあります。これは一番子供たちにとって非常に大きな傷を残すところで、3月、4月と性的虐待のケースが非常に多く、私が思

うには、やはりコロナ禍で家庭にいる時間が長い、学校に行けなかった時間が長いという中で、家庭の中での子育てというものに対してのねじれ、不具合というものが生まれてしまい、学校に行かない、その中、家にいる時間が長いという中で、問題が浮き彫りになってきて、コロナ禍が今収束に向かっておりますが、発覚しているケースが多いのではないかなというふうに見ております。ですから、やはり家庭教育、家庭の中での子育ての在り方というものについてなかなか、それぞれのご家庭のルール、家訓なんていうのもあるご家庭もありますので、難しい部分かと思いますが、そこにどんなふうに入っていけるかというのは、非常に虐待を抑止するためには必要な部分かなというふうに感じております。あとは、最近聞くのは面前DVです。これは以前からあった問題です。例えば子供さんが小さくて、目の前でお母さんがお父さんから殴られるとか、逆ももちろんあります。そういったものを子供さんが目にしてしまいますと、やはり心理的な圧迫、自分もいつかやられるのではないかという疑念に駆られて、なかなか家庭生活の中でうまく生活していけないような状況になってしまったり、不登校傾向が生まれてしまったりとか、そういった部分の問題があります。そういった面前DVの問題もあります。

虐待をしてしまうケースについては、実親からのケースもございますし、養父、養母からのケース、 あとはおじいちゃん、おばあちゃんのケースも中にはあったりします。このおじいちゃん、おばあち ゃんのケースというのは非常に根深くて、次の次の部分でも出てきますが、虐待をしてしまう親御さ ん、どちらかというと自分も幼少期に虐待を受けていたというケース、ある意味きちんとした環境で はなく、厳しくしつけられて育てられてきたという親たちも多いです。ですから、高学歴なのだけれ ども、なかなかそれが自分の子供が生まれたときには自分がやられてきたように、同じようにその子 にもしてしまう、なかなか子供さんはそういったルールにのっとらない、自分は厳しい中でやってき て何とか育ってきたという思い、その思いの違いというものも生まれて、虐待というものがどんどん 顕著に激しくなってしまうというケースもあります。同胞間でのケースということですが、同胞間っ て何かといいますと、やはり家庭環境が劣悪な状況でありますと、どうしても兄弟の中でも上下関係 というのが出てきます。そうしますと、親御さんがいない間にお兄ちゃんが妹とか、お姉ちゃんが弟 とか、上の子から下の子、下の子から上の子というのももちろんありますが、兄弟間での暴力、支配 というものも家庭の中で生まれてしまうケースも中にはあります。これは根深いです。両方ともネグ レクト状態で育っている中で、食べるものの量だったり、おやつの問題ですとか、本当に学校に行く、 行かないということも含めて兄弟格差が生まれてきているという中で、どうしても兄弟同士でのいが み合い、そういった親のいないところでの暴力ですとか、そういったことで支配をしていくというよ うな同胞間の虐待というケースも見られるような状況があります。

②番目、児童福祉法28条による入所ということで、ほとんどの子供さんは親御さんが虐待を認めたり、経済的困窮を認めたり、自分の家で生活していくことが難しいということで施設入所について同意を得て福島愛育園のほうに入所するようになっております。全国の児童養護施設でどこも同意を得

ないと入所がさせられない状況があります。ただ、この28条ケースといいますのは親が同意しないケ ースの場合です。この場合は、問題をしっかりと家庭裁判所に申立てを行った上で、虐待の事実があ るのかないのかということ、あとは生活の困窮状況とか、そういったところを確かめながら、施設入 所が妥当だという判定を下していただいて、その上で親御さんには一切施設に入所する入所先はお教 えせずに、一時保護をまずうちに委託されまして、裁判の結審が出ましたらば正式に入所という場合 もございます。これは、親御さんにとって自分は虐待していないよという思いもあったりしまして、 していながらもそれを隠し通そうとする親御さんも中にはいらっしゃいます。ただ、子供に対する思 いが強い親御さんも中にはいますので、今県内にある児童養護施設を全て調べ上げて、全てに足を向 けてうちの子がいないかと捜すような親御さんも実際にはいらっしゃいます。ですから、結構施設の 子供たちが通っている小中高校のほうではいろいろと名前が新聞に載ることですとか、あとは本当に 部活動でいい成績収めるのですけれども、ちょっと名前のほうは伏せていただきたいという、本当に 子供にとってはかわいそうな状況に陥ってしまうこともあるということで、この辺は県内措置、県内 入所というところが非常に多いですので、福島県内に30か所も40か所も施設があればいいのですが、 そのような数はありませんので、親御さんが本気になって捜し始めましたらそれを当ててしまう場合 も中にはあります。ただ、その親が捜している状況が分かれば、児童相談所が動いて接近禁止ですと か、そういった部分で条例のほうでの縛りをつけながら親御さんの行動を監視していくというケース もありますので、本当にそういったお子さんについては施設に来て一時保護委託を受けながら、家庭 裁判所の調査官の方の聞き取りを受けながら、家庭での生活状況の確認というものも施設内で行われ る場合もあるということをご理解いただければなというふうに思っております。

③番、虐待をしていた親と子の交流、家庭引取りについてということで、施設の大きな目標はまずより早い、先ほど園長からもあったように、1年以内、3年以内、5年以内とかという縛りを国のほうは出しています。実際、難しい問題もたくさんあります。現実、そこに向かっていこうとすればするほど家庭に戻した後に虐待が再発してしまうというケースもありますので、児童相談所も現場の施設のほうも含めて慎重に行っていかなければならないというふうに思っておりますが、施設の大きな養育の機能として最終的な着地点といいますと、やはり家庭引取りと、あと1つは家庭に戻れないお子さんについては施設から社会に自立していく力をつけてもらうという、この2点が施設にとって大きな養育機能になっております。ですので、施設に入所した後に、虐待から逃れることはできるのですけれども、そこまでに受けた虐待の心の傷ですとか、そういったものはカウンセリングや個別の対応がどうしても必要な児童も数多くおりますので、やはりその治療段階で学校での不適応ですとか、施設内での集団での生活の難しさですとか、そういった子供たちの持つ傷への早期の対応がやっぱり必要になってくるというところが、今施設内でも小学校さん、中学校さんのほうにもいろいろとお願いしながら、こういうケースの子ですので、こういう発達障害を持っている、こういう虐待の影響を受けているお子さんですので、何とかご理解いただきたいということを伝えながら、ですから授業に

出ずにふらふらと外に出ていってしまうような子も中にはおりますので、その際には学校の先生と施設の職員が外に赴いて、何とか子供の心を落ち着かせながら、今やるべきこととかは何かということを含めて話をしながら社会生活参加をできるようにしているところではあります。

入所前の養育者に子供の状況について理解していただくこともあります。こういった状況です、今子供さんは学校でこんな状況ですよ、虐待の影響という言い方はちょっとできないのですが、子供さんはこういう状況で、こんなふうに今生活して非常に苦しんでいますとか、今こういうところを頑張っております、そういったものを理解していただくことも必要なのですが、やはり養育者、育てていたお父さん、お母さん、養父、養母も含めて、自分も虐待を受けていたというケースを面会などで施設の職員に話してくれることもあります。そうしますと、そこに舞い戻ってそのお母さん、お父さん、虐待を受けていたという親御さん、養育者に対していろいろな話を聞いてあげながら、それに対してああ、大変でしたねというところも含めて、今子供さんもこんなところで苦しんでいるので、一緒に頑張っていきましょうというところで話をする機会を設けられるということもあります。

あとは、児童相談所や施設の働きかけ、こういった働きかけによって、自分もしっかり子育てをし たい、自分は虐待してしまったけれども、反省してこれからちゃんと子供を将来引き取りたい、頑張 りたいという親御さんについては、子育てについて学ぶ機会を設けて、その中で子供の特性ですとか、 あとは対応の仕方、あとは発達障害等についても、そのお子さんが例えばいろいろな今発達障害、よ く聞くのはADHDですとか、LDですとか、あとはアスペルガーという話を多分皆さんが耳にする かと思います。あとは自閉症、高機能自閉症ということで、もともと先天性、生まれながらにしてア スペルガーなんていう障害を持っていますと、赤ちゃんのうちにもう分かります。だっこをしたとき に嫌がるのです。目を合わせてくれない。だっこされてもすぐ反り返ってしまって、なかなか落ち着 かないという状況。そういった子たちの見えるビジョンといいますと、周りは宇宙人というのはおか しいですけれども、親だとか友達だとかと感覚が合いません。ですから、親御さんも育てにくさを感 じてしまう、ほかの子と違う、うちの子はどうしたのだろう、ちゃんと成長していないなというふう に困ってしまって、それがしつけと称してかなり厳しいことになってしまうというのもありますので、 そういった発達障害、どんなお子さんなのか、虐待の影響によって発達障害が生まれてしまうケース もありますが、もともと生まれつきそういう障害を持って生まれるお子さんもおりますので、その理 解を早めに養育者がすることによって、ああ、焦らなくていいのだな、これでいいのだなというとこ ろを親御さんにどのようにお伝えしていくかというのが非常に大きな活動の一つになっているかと思 います。

次のページといいますか、次の紙に移っていただきまして、子供の意思を確認しながら面会交流を 進めていくことになります。これは、子供さんが会いたくない、親の顔を見たくないと言う場合につ いてはなかなか面会を実施することができませんので、その部分は子供の理解を得ながら、初回は児 童相談所の職員、施設の職員も同席して面会を実施します。それぞれの段階を経て施設内の面会を数 回行い、そこで不具合が特になければ外出ですとか、1泊帰省、また長期帰省というふうに移行して 交流を深めていきながら、最終的には家庭引取りができるかどうかという判断をして、帰せるという ことになれば家庭にお帰しすると、親御さんもいろいろと理解してくれたということになれば、そう いった判断もございます。

ただ、面会の段階を経ている段階で、子供さんのほうからもう会わなくていい、うちの親は全然分かっていない、うちに虐待したことで謝ってもらっていない、全然理解していない、多分同じこと繰り返すよ。子供のほうで親御さんに対して希望を持って面会に臨むのですが、自分の思ったとおりにはなかなかいくものではありませんので、面会の段階でもう連絡を取らないでほしい、来ても会わないと言うお子さんも中には出てきます。そうしますと、ここが非常に難しく、親御さんにそのまま子供さんがそう言っていますとは伝えられませんので、うまくオブラートに包みながら親御さんに理解をしていただくように働きかけるということも必要になってくるということも家庭引取りの段階の中でございます。

あとは、養育者、施設に入所する前に養育していた方とどのような関係性を築いていくか、これは施設にとっては非常に大きな課題で、重点を置いている部分で、入所後、退所後の子育でについていろいろと情報交換をすることで、現在、中学3年生で帰った子が3月、地元の高校を受けますということで、高校1年生で地元に戻ったお子さんもいますけれども、そういった子供さんも家に帰ってみてやっぱり無理だ、愛育園に戻りたいなんて言う子供もおります。親子ってそういうことあるよと、ちょっと口を聞かなかったり、けんかしてしまったりすることがあるのだよ、虐待はないのだよねということで伝えながら、そこは大丈夫だけれども、親が無理みたいな感じになってしまう子もいるので、そこは高校生になったあなたが成長しなければいけない部分もあるし、あとお母さんなりお父さんなり、養育者にこちらから働きかけてあげるからということを伝えながら、まずは高校を卒業することを目標に帰ったのだよねということを伝えながら、最終的に高校卒業を目指すと、家庭引取りでの家庭での不和についても聞き取りをしながら、子供さんに寄り添っていくという活動もしております。

④番目の児童養護施設職員からの虐待防止の視点というところが今日一番お伝えしたいところで、養育者の、養育されているご家庭それぞれの、お子さんを実父、実母の場合もありますし、養父、養母の場合もあるかと思います。親戚に育てられている方もいらっしゃるかと思いますが、養育者の精神的な安定、これをどのように成り立たせていくかというのは本当に大きな課題で、なかなか家庭に入り込めない状況、養育者が地域で孤立している場合というのは多いのです。ですから、市の担当者の方、児童相談所が行っても門前払い状態でなかなか家庭の様子を見せていただけないというご家庭もたくさんありますので、そういった親御さんはある意味孤立していたり、社会参加ができなかったり、なかなか自分の育ちの中で周りの環境になじめないというものを持ちながら親御さんになってしまった方も中にはいらっしゃいますので、そういった養育者に対してどのような支援ができるかとい

うのが今非常に早急に取り組んでいく課題かなというふうに思っております。

この3番目の周囲と関係性が取れない養育者へのケアも今お話しした内容と同じです。

あとは、様々な講演会や虐待防止キャンペーンというのは国や県や市を挙げてやっております。その講演会とかに来ている方、要対協でも主催して、今福島市さんのほうで主催し、虐待防止の講演会を実施しておりますが、講演会に参加された方のお話をお聞きすれば、やはり講演会に来る大人は大丈夫だよねということなのです。そこに来れない、来る気もない親御さんをどんなふうに掘り起こして、そういった場に来て勉強していただくかというところが非常に重要ですが、そんなの行ったって意味ない、行きたくないという、地域で孤立していますので、そういったものに対しては非常に反発してしまう親御さんもいるのも現状ですので、そんなところが非常に大きな問題だなというふうにも感じております。

あとは、児童相談所や福島市、学校、幼稚園、保育所、病院など、関係機関の連携は密になっていると思っています。子供の数が減っているのですけれども、相談件数が増加していくのは最終的にこれだと思います。連携が密になっているので、虐待とか含めた相談件数が増加するというのは、当然のことであって、今まであまり連携が密になっていないもので、見逃されてしまった部分、通告義務がなかったときには特にあそこもしつけなのかな、どうなのかなというところで終わった件数が全て関係機関に結びつくことによって相談件数が上がっているという傾向にあるのかなというふうに思っております。

あとは、福島市の要保護児童対策地域協議会、私も園長も委員の一員として園の代表者として参加させていただいておりますが、これがやはり一番近い支援になるかと思います。どのように福島市の対応されるこども家庭課の方々、職員の方々が保健師さん等を含めてどんなふうに家庭に入り込んでいくか、ケースワーカーの方もどんなふうに働きかけるか、それを児童相談所につなぐのですが、なかなか児童相談所のほうの動きが難しい状況も要対協の中ではお聞きしたりしております。かなりのケース数が福島市内にも潜在しております。文教福祉の委員の皆さんであれば想像できるかと思いますが、かなり福島市もそういった課題を大きく掲げています。児童相談所は中央児童相談所が担当にはなるのですが、やはり相談所の抱えているケース数も多いという実情もありますので、福島市独自にどんな動きができるかということも要対協の中では情報も共有しながら話合いをさせていただいているという現状があります。

発見したケースへの対応で、そこでタイムラグが生まれてしまいますと、虐待が潜在化したり、隠されてしまったり、あとは虐待が重篤化してしまって、子供さんが入院するようなケースになってしまう場合もありますので、命の安全、子供の安全ということを考えますと、タイムラグをより減らしていくことが必要になってくるのかなというふうに思っております。

最後の部分ですが、児童家庭支援センターというものが県北では青葉学園に設置されております。 県中地区は、星総合病院のほうで児童家庭支援センターを持っております。県南地区は、同じく児童 養護施設の白河学園で運営しております。これはアドミッションケアといいまして、入所にならないように、事前に家庭にいる間に親御さんへ養育の支援をしたりとか、お話をしたりしながら、施設入所に至らないようにするのがこのビフォアとかアドミッションケアという形で、施設についても理解を示し、親御さんに話ししながらも、そうならないような支援をしていく機関がこの児童家庭支援センターというものになります。あとは、里親委託や児童養護施設入所中のインケア、施設の中でどんなふうにケアをしていくか、家庭引取りの直前や社会自立の直前に行いますリービングケアというのがあります。退所後、家庭引取りや社会的自立の後のアフターケアの充実、この3つがそれぞれしっかりと連携することによって社会的養育を必要とする子の将来的な生きる道がそこでできているというところになっているかと思います。

以上が私のほうからの説明とさせていただきます。ありがとうございました。

(白川敏明委員長) ありがとうございました。

以上で意見の開陳は終わりました。

次に、質疑を行います。ご質疑のある方はお述べください。

(石山波恵委員)丁寧な説明ありがとうございました。私も養護施設について詳しく分からないので、単純な質問なのですけれども、養護施設に入ったお子さんたちは、その過ごし方というか、お子さんによってもそれこそいろいろな障害を抱えているお子さんとか、先ほどアスペルガーとか自閉症の子もいれば、普通のお子さんもいたりして、学校みたいなことをやるのか、ただ単にお家の代わりで、養護施設から普通のお子さんは学校に通った場合は、転校する場合も例えば出てきたりすると、転校先でまたいろんな問題とかもあったりすると、お子さんなりにプレッシャーみたいなのがあるのではないかなといった、養護施設の中での過ごし方というか、子供さんはどのような形で学校のことみたいなのをやるのか、それとも家庭みたいな対処の仕方をするのかということが1点と、あと養護施設にいる間の費用というか、お金の辺はどのような形で運営されているか、その辺の費用かかるとか、かからないとか、その辺の2点をまずお願いします。

(長谷川文夫参考人) 今ご質問ありました 2 点のうちの後者のほうの費用についてご説明申し上げますけれども、児童養護施設の費用につきましてはほぼ100%公費でございます。その仕切りにつきましては、管理費と人件費分につきましては事務費という措置費の名前でございます。子供たちに直接係る生活費につきましては事業費という措置費の名前で収入がございまして、その支出の在り方につきましては、建物の中で施設が払うべき部分と子供たちの生活として見なくてはいけない部分を案分しまして、出ていくものが水道光熱費、燃料費とか、電気代とか、そういったものは案分されますけれども、それ以外のところにつきましては子供たちに一律に一般生活費というような形で生活の一番ベースになるものが入ってきます。それをうまく全入所児童の中で割り振りをしながら1年間使っていくわけですけれども、そういった実際にかかった費用の支出につきましては別に実費というような形で新たに請求していただくことになっています。大きいものは学校の授業料、学校給食費、あとは就

職するときの就職の支度の準備等につきましては個別にかかるものでございますので、その都度実費という形で請求、精算させていただいております。この場で数値を言うべきかどうかちょっと今悩んでいるところがあるのですけれども、イメージしていただくためには、失礼ですが、数値も一つ、子供に係る一般生活費と先ほど申し上げましたけれども、1か月1人に充てられる金額は5万円弱です。それをそのときの月の初めにいる人数分で、もし50人いれば250万円ほどを1か月で回していくような形になりますけれども、その中で今度子供たちの小遣いであるとか、衣類であるとか、あとは施設の中で食べる食事代とか、あとは日用品、子供たちが一番そこで望んでいるのは自分の小遣いだと思います。それは幼児さんから高校生まで差はありますけれども、できるだけ子供たちが地域社会の子供たちと負い目なくある程度できるような金額を設定させていただいております。そのような大ざっぱなところでやっております。

(遠藤嘉邦参考人) 児童養護施設での過ごし方についてのご質問もございましたので、私のほうでお答えさせていただきます。

子供たちが入所しますと、私ども福島愛育園の場合ですと、地元の蓬萊小学校と蓬萊中学校のほうに通わせていただきます。ですので、どちらかといいますと家的な役割で学校に送り出してあげるとかいろいろと生活の支援をさせていただいております。なので、学校の中には特別支援学級というものがございますので、知的に障害がある子ですとか、あとは情緒的にちょっと不安定な子は情緒障害児学級、知的にちょっと障害のある子は知的障害児学級というのがありますので、そちらの通常クラスとは別なクラスでの授業を受けることになっております。通常のクラスに入れる子については、それぞれ学年ごとにクラスに割り振られまして、その学年で生活をするということになっています。ですから、特別支援学校が適ということで、教育委員会のほうからそういった判断が出た場合につきましては、園のほうでの対応が生活の点はできるのかどうかを判断した上で、難しいということであれば県北地区にあります大笹生学園さんのほうへの措置変更という形で措置変更させていただいて、大笹生養護学校に通っていただくというケースも中にはございますが、あと高校につきましては学力に応じて高校に認められた学校にそれぞれ進学するような形になっています。

(高木直人委員)丁寧なご説明ありがとうございます。今の質問に関連なのですが、今蓬萊小学校と 蓬萊中学校のほうに通学されるというお話だったのですけれども、実際通常のクラスに入られた生徒 さんにつきましては、当然受け入れる学校側としてはこの生徒さんは施設から通われているという理 解はあると思うのですけれども、クラスの中で例えば生徒さん同士とか、そういったところでそうい う施設から来られているとかという部分が個人的に分かるとか、あとそれが分かることによって何か ちょっと例えば疎外されるようなとか、そういった問題とかというのはありますか。

(遠藤嘉邦参考人) 今の質問にお答えいたしますと、やはり蓬萊地区にいるときには蓬萊地区の保護者さんは長くいらっしゃる方もおるので、福島愛育園という施設があるぞということも分かっていますし、また生徒たちも福島愛育園から入所してきて転校してきたということで、愛育園の子供さんだ

ということは生徒さんもみんな知っていますので、それについての何かいじめがあるとか何かということは、今学校の先生方も非常にケアしていただいているような状況ですので、大丈夫だと思っております。高校に行きますとまた地域が変わりますので、そこは子供たちに言っているのは、仲のいい友達にそれを言ってもいいのではないか、ただ大っぴらに私は施設の子なのだと言う必要はないよと、学校の先生は理解してくれているから、何か相談のあるときは伝えてもいいよと、それは子供にある程度任せながらというところでありますが、ただやはり施設に来ていることを親御さんに伝えていないケースの子供さんなんかについては、これは言っていいのかなとか、これは大丈夫なのかな、地元のほうに行くのだけれども、大丈夫かなという相談があったりしますので、それについては残念ながら地元に行くということについては、もしかすると会う可能性がありますので入学を辞退すると、せっかく子供がそこで伸び伸びと活動できるものができなくなってしまうというような現状も時にはございます。

(高木直人委員) ありがとうございます。あとは、先ほどのお答えで生活費の中で実費負担も発生するというお話ございましたけれども、例えば実費というものはやはり施設に入る前の養育者のほうに負担していただくのか、また問題があって施設に入所されるわけですから、実費も支払いを拒絶する場合とかも出るのかとはちょっと思うのですけれども、まさか子供さんに請求ということではないと思うのですけれども、その辺りはどのようになっていますでしょうか。

(長谷川文夫参考人) 今質疑がありました件についてですが、先ほど実費負担と申し上げましたのは、 実際に学校生活に係る場面において、支出してみないと分からない金額につきましては、実際に学校 さんからこれだけかかりましたというところで承認をいただきまして、措置費を請求するときにその 分を上乗せして県からいただくという形になります。そういった意味の中におきましては、養育者か らお金をいただくということは施設として直接はございません。

(羽田房男委員) どうもご説明大変ありがとうございます。遠藤先生、ご説明のあった2番の入所児童の現状というところの②番です。児童福祉法28条による入所ということがございますが、ここのくだりの中で子供の生活場所の移動ということで、施設の入所というところで、同意しない場合、児童相談所が家庭裁判所に施設入所等の妥当性を申し立てるケースがあるということですが、この期間、例えばこういう虐待があったので、入所をしなければならない、させなければならないという判断の下に、家庭裁判所に入所させてねということで妥当性を申し立てることになろうかと思うのですが、それまでのまず期間がどれくらいなのかということと、もう一つはその間、施設に入所までの期間はどのような支援の可能性があるのかということ、まず2点をお聞きします。

(遠藤嘉邦参考人)まず、児童福祉法28条ケースというのは非常にまれなケースではあるのですが、 親御さんが虐待をしている可能性があるということで、例えば学校さんですとか教員さんから児童相 談所のほうに通告があります。児童相談所の職員がそこに行って、子供さんからの聞き取りをしなが ら、学校の先生、病院の先生からも聞き取りをして、事実があるなということであれば、親御さんに は説明をした上で一時保護になります。虐待の可能性がありますので。そこでも親御さんは同意しないと思うのですけれども、その段階で学校に行ったりしている間に相談所の職員はそこに駆けつけて、そのまま児童相談所に連れていくということになります。児童相談所が保護ということですね。警察が必要なケースも中にはありますので、危険なケースもありますので、そういったケースについては警察も同行しながら一時保護をするための動きをするという措置もございます。

一時保護をした後約1か月から2か月間は、子供さんたちのカウンセリングですとか、状況について相談所内で聞き取りをします。親御さんにそのことを話しながら、子供さんからの話と親御さんのやった事実のすり合わせを行います。虐待はありましたよね。虐待がありました、すみませんでした、ですから家庭には戻せませんよ、施設入所になりますよ、どこの施設かはこれから決めますよということになって、同意をすれば決まりなのですが、その段階でも親御さんが虐待を認めない、子供がうそを言っている、そんな事実はあるわけがないということになりますと、子供さんの一時保護期間が1か月、2か月長くなってしまいます。その期間が全然学校に行けない期間になってしまうのです。なので、一時的に、一時保護委託ということで、うちの施設の場合ですと愛育園のほうに一時保護委託をしますので、よろしくお願いします。このケースは28条ケースになるので、これから家庭裁判所に申立てをした上で、虐待の事実を認めて、それが認められた後に正式入所になりますということで、なぜ一時保護委託をするかといいますと、一時保護、まだ入所まではいかないです。同意を得ていないのと、裁判所の結審が出ていないので、一時保護委託でうちが受けます。その間うちに来ていますので、転入してきましたということで、子供たちには入所とか一時保護とか一切言いませんので、施設に来たということで、そこから蓬萊中ですとか蓬萊小さんのほうに通う。学校に行くための措置として一時保護委託というのがあるというふうにご理解いただければありがたいなと思います。

その間に、行っている間に約二、三か月で家庭裁判所の結審が出ます。一時保護委託を受けて大体 1 か月以内ぐらいには家庭裁判所の調査官の方が何人か来られて、子供さんをそれぞれ個別に、 3 人姉妹とか、 4 人兄弟とか、 5 人兄弟とかそれぞれに聞き取りをした上で、それを確認しながら、親御さんの話も聞きながら最終的に結審をするという状況になりますので、それでも認めない親御さんはいますが、裁判所からのこれは命令ということで来れば入所ということになりますので、施設入所という形で、一時保護委託が解除されまして、正式入所になりましたよということで、大体その期間でいいますと二、三か月ですので、一時保護から合わせますと、最長で言いますと約5 か月はかかってしまうケースも中にはあるということですかね。ですから、施設のところを教えられないのが嫌だからといって、では同意しますという親御さんも中にはいらっしゃるのですが、一回家庭裁判所が入ってしまうと、それを途中で取り下げるというのはなかなか、児童相談所のほうから訴えていることですので、その辺は難しくなってきますので、やはり最初の段階での説明で同意していただき、自分のやった行いについて反省をしつつというところが重要なのですが、なかなか認めることができない親御さんもたくさんいるのが実情です。

(羽田房男委員) もう一点お伺いしたいのは、入所児童の受入れから家庭復帰への流れという別紙資料の説明の中で、3番目の再評価及び家庭復帰への流れというところで、先ほどご説明があったように、入所は1年ですよと、最長でも3年というケースもありましたというご説明があったかと思うのですが、例えば3年過ぎてもまた再入所しなければならないようなケースがあった場合は、そういう例があるかないかちょっと私も存じ上げませんけれども、あった場合には再度そういうことで施設の受入れというものが可能なのでしょうか。

(遠藤嘉邦参考人)今のご質問は大変難しい部分が実際にありまして、1年、3年というのはまず難 しい話なのですが、四、五年かけたとしても、帰った後に虐待が発覚してもう一度となった場合には、 愛育園に再措置される可能性はかなり低いです。というのは、周りの子供さんたちと一緒に生活して いて、家庭引取りの前って子供もうれしいですし、周りにも話をしますし、みんなが羨ましいという ふうに言って帰るのです。でも、そこでうまくいかないからってもう一回うちに来るということは、 何で戻ってきたのという話、子供の中でもなりますし、学校でもそうなってしまう可能性があるので、 よほど子供さんの強い要望ですとか希望がない限りは、一度うちで措置した子供さんが引取りになっ て、難しいという状況になった場合には別の児童養護施設になりますので、そこで転校というものが 生まれてしまう可能性もあるので、そこは今国のほうもすごく迷っているところで、原籍校といいま してもともといた学校に通わせるべきなのだという考えももちろんあるのです。ただ、虐待している 親御さんが近くにいるのに、その学校に施設から通わせるというのは、それは全然話にならないです よねということでまとめているところなのですが、再措置されるケースもゼロではありません。もち ろんこれは子供さんの要望ですとか希望とか、もう一回中学校で頑張りたいということであれば、そ れについては相談所と施設の職員が話合いをしながらもう一度来るケースもありますが、大体のケー スはやはり戻りづらい、戻りたくないということも子供の希望として上がることもございますので、 絶対にどちらかが駄目ということではないので、どちらも選べるのですが、再措置の難しさはやっぱ り生まれてきてしまう。その影響というのはやはり波紋が広がってしまうといいますか、帰っても無 理なのだ、何で、何があったのと子供たちも聞きたくなる。言っては駄目だよと私たちも決してでき ませんので、子供は自由に帰ったけれども、虐待してきたのだとか、親がこんな感じで無理だったみ たいな感じで聞くと、これから帰ろうとしている子もちょっと不安になったり、帰らなくていいやと いう気持ちが強くなってしまう子が出たりとかということがございます。そのため、家庭引取りは一 番の目標ではあるのですが、そこの見定めには1年ではまず難しいですし、3年でどうかというとこ ろも、ですから平均的に今高校生なんかで去年とかも10人ぐらいうちも卒園ということで、社会に行 ったのが大体10年近くです。入所している子は10年とか、長い子ですと14年ぐらい入所して卒園とい うお子さんが多いので、やはり実情はそこまで関わりながら、最終的に家に戻ることを本人も希望せ ずに、親御さんも来ずにというケースもありますので、そういったケースをやはり国はしっかりと網 羅してもらわないと、1年で帰す、3年で帰すという話は、それができれば一番いいのです。それは

社会的な状況がいい状況でありますと可能だと思うのですが、ましてや養育者に対しての支援がしっかり手厚いですとか、ちゃんとした見守り機能がついているということであれば問題ないと思うのですが、それが構築されない場合においては、3年は難しい状況かと思っております。

(鈴木正実委員)大変なお仕事であるというのは十分理解できました。私もいろいろケースを聞かされたり、あるいは文献で読んだりして、一体どういう親なのだというのが一番引っかかってくるのだと思うのです。先ほど入所児童の現状の中の②番の最後のところで、親御さんへの教育であったり、あるいは子育てを学ぶ機会を設けたり、あるいは子供の特性、こういうものを実際に親御さんに指導する、話をする、そういった機関というか、専門の何かそういうプログラムみたいなものというのはあるのでしょうか。私はちょっと聞いていないような気がしたのですけれども。

(遠藤嘉邦参考人) その件については、児童相談所でしっかりとした養育プログラムというのがございまして、主に使うのはCSPと言われるコモンセンスペアレンティングという手法があるのですが、そういったものから子育てについて学ぶ機会というもので研修会を開いたり、親御さんに園に来ていただいたり、児童相談所に行っていただいて、そこで座学をしながら実際こういう対応なのですよということを親御さんに教えて、ちょっとずつ蓄積をしていってもらうということです。

(鈴木正実委員) 現実にそういうところに来る親御さんはまだしっかり子供のことを考えているのだろうと思うのですけれども、来ない、連絡を取っても話も聞かないという親御さんへの対応というのは、養育者への対応というのはどういったふうに行われるのでしょうか。

(遠藤嘉邦参考人) 非常に難しい親御さんがたくさんいらっしゃいます。ケース・バイ・ケースですが、本当に施設に対してこんな育て方しやがってという感じで言ってくる親御さんもいれば、施設の中でけがをしてしまった場合には施設を訴えるというケースも実際に東京とか首都圏のほうでは結構あるようです。それは遊びの中でのけがです。施設の職員が何かやったというわけではなくても、公園で遊んでいてちょっと手が折れてしまった、けがしてしまったのだと報告すると、おまえらの監督不行き届きだということでかなり、やはり日本の場合は親権というものが非常に強いです。親権者を無視して何か行動を起こせることってまず子供さんにおいてはないのです。ですから、親の権利というものを主張されたときに、施設側もちょっとひるんでしまうところもあるのですが、そこを何でもかんでも親御さんの言いなりということではなく、時にはぶつかりながらもその親御さんに理解をしていただくということもあり、ですからたまにはどなり込んでくる親御さんもいたりします。それを制止しながら、それでいいですかと、これ以上になったら警察を呼ぶしかないですよということを伝えながらも、親御さんの理解を得て、大体そういうふうに盛り上がってしまった後はだんだん落ち込んで、私もこういうことつらかったのですという話をしてきてくれて、そこを聞きながらという感じで、子供さんを育てるように、親御さんに対してもそういう支援が必要な親御さんも中にはいらっしゃるという現実はあります。

(鈴木正実委員)確かにそういったケースもあろうと思いますし、現実に千葉県のほうとかであった

親御さんが法律的に言ってきて、最終的には連れ帰ってしまう、職員さんは何もできなかったというような事態もあるという話を聞いておりますけれども、現実に児童相談所云々という中で、例えば法的な専門の弁護士先生とのタッグをきっちりつくり上げていて、そういう権利問題というのを殊さら明確にしながら対応していくなんていうケースというのはあるのですか。

(遠藤嘉邦参考人) その辺は、子供の権利擁護という観点でもそうですし、児童相談所は確実に弁護士さんはおります。ですから、難しいケースについては全て弁護士さんに相談しながら、その親御さんにどう対応するかということで協議をした上で行いますので、施設のほうを何か訴える何だかんだという状況になったときも、施設というよりは措置機関である県のほうに、児童相談所のほうに一度お返しをして、児童相談所のほうで訴えていただきながら、児童相談所の弁護士さんとも相談しながら、今後どういった形を取るかということをやっている。うちの場合ですとやはり子供に対する養育という部分が一番の業務内容になってきますので、もちろん親御さんの対応しないわけではないですが、そういった難しいケースになった場合には県とも連携を図りながら対応している。

(長谷川文夫参考人) ただいまのそういった研修とか相談事に来ない親についてはどうするのだという問いにつきましてなのですが、現実的なところを今うちの遠藤補佐からも話ありましたけれども、それとは別に、ちょっとこれはいい話だと思って紹介させていただきますけれども、平成16年度から家庭の再構築をするための家庭支援専門相談員という専門職を全国的に配置、当園でも配置しまして、その仕事の一つとしまして全部の家庭とのやり取りをしていました。家庭通信というペーパーを作りまして、子供の最近の状況と写真を添付して、子供の意見を書いたり、担当保育士のコメントも書いて、園ではこういう状況ですよということでやったりしているうちに、反応のいい親御さんはいっぱいおりますけれども、やっぱり反応のよくない、本当に届いているのかな、何もないなというところは心配しておりますけれども、それでも返事が来なくても継続して出していましたらば、二、三年たちましたらば、全然連絡しなくて申し訳なかったけれども、大変ありがたいという、そういったコメントも寄せられるということは一つの明るい話かなと思いますので、ひとつ紹介させていただきました。

(羽田房男委員)長谷川先生、今参考人のプロフィールのところに家庭支援専門相談員という方ですか、その方1名が平成16年度から配置がされたというご説明だったのですね。ちょっと私もメモしないで聞いてあれだったのですけれども。

(長谷川文夫参考人) おっしゃるとおりでございます。国の方向性で各施設には家庭支援専門相談員置きなさいという通知がありましたので、その年からキャリアのある職員を配置しました。誰でもできる職務ではないですけれども、親御さんも喜んでくださいました。

(羽田房男委員) ありがとうございます。すみません、聞き直して。もう少ししっかり聞けばよかったのですが、申し訳ありませんでした。

(山田 裕委員) 貴重な話ありがとうございました。今子供さんの大変深刻な実態を報告されたので

すけれども、児童虐待の原因というのは結局保護者ですよね。子供さんに対していろいろ部屋だとかシェルターの役割を果たしたとしても、やっぱり親が同じような状況では改善されないということは明らかですし、親が何でこういう虐待を始めたのかというところにきちんとメスを入れていかないと根本的な解決にはつながらないというふうに思うのです。ですから、子供さんに対するいろんなそういう対策を講じていますけれども、保護者の方についてもなかなか講演会をやっても来ないと。困難な面確かにありますが、この親の現状の背景に何があるのかというその辺の分析や何かはやられていれば教えていただきたいと思ったのですが。

(遠藤嘉邦参考人) その辺のデータ化というのはなかなか難しいですが、ただ児童相談所の調査では、虐待をしていた親御さんの約半数ぐらいが自分も幼少期に虐待を受けていたという結果は数年前に出ております。ただ、その内容というのも私とすると虐待をしてしまった理由探しというところで自分もそういう状況だったのだということを訴える親御さんも中にはいらっしゃるなと思いますと、その辺で精査するものはなかなか難しい状況になってきます。もちろん、その連鎖を断ち切るということを含めた研修会、講演会というものをしっかりとそういった親御さんにも聞いていただくような機会というのはやっぱり必要だと思います。自分がやられたから、やっていいかと、そういう問題ではないというところを、児童虐待の中ではどうしても優しい目線に立ちますと、ああ、お母さんも大変だったのですねというところは落としどころとしてはあるのですが、実質的にそれが今の虐待を認められる要因であるかというと、そうは絶対ならないというところを理解していただいた上で、その親御さんにも自分はそういう虐待を受けていたけれども、どこで断ち切るか、どこで連鎖を自分は断ち切ろうと思うのかというところをしっかりと話をしていく必要性があるかなというふうに思っております。

(山田 裕委員)連鎖という問題、確かにあると思うのですけれども、親の貧困問題だとか、あとストレスだとか、様々な社会的要因というのが、私はそこと切り離せないと思うのです。ですから、連鎖の問題と同時にその辺での分析というのはまだきちんとされてはいないということですか。

(遠藤嘉邦参考人) 今のご質問、本当に施設に、蓬萊地区といいますと、ある意味ひとり親家庭の市営住宅、県営住宅が多かったりですとか、外国籍の家庭の家族が多い状況なのです。その中でやはり蓬萊地区でもひとり親で必死に貧困に苦しみながらもしっかり子供を施設に預けずに頑張っている親御さんはいらっしゃるのです。でも、施設の子供たちの生活を見ていると、3食、おやつつき、小遣いも出る、中学3年生だと塾にも行ける、普通に高校にも行けるということを見たときに、施設に行ったほうが楽なのではないかと思ってほしくないなというのが一番、私たちはそこを必死に、お金とかそういう問題ではなく、自分の気持ちとして自分の産んだ子は自分で育てるのだという必死に頑張っている親御さんがいるのです。そういったところにどんな手を差し伸べられるかということも考えていかなければいけないのだろうなというところは、蓬萊地区にいながら、中学校の先生とかのお話をお聞きすると、あの子は愛育園に行ったほうがもしかすると朝も昼もちゃんと食べれるし、朝も食

べないで、さらに昼に給食だけ食べているのだと言う親御さんがいらっしゃったりするのです。愛育園に行ったほうが幸せなのではないかという意見ももちろん頂戴することもあるのですが、それでも親御さんがしっかりと子供さんをというところで、どういう環境なのか聞いておかなければいけないですけれどもなんていうお話になることもありますので、その辺のところの施設に入所した子と、そうではなく必死に家庭で一生懸命に生きている親御さんがいらっしゃるということも把握していかなければいけないのかなというふうに思います。

(山岸 清委員) 子供さんの小学校、中学校は蓬萊小、蓬萊中ね。

(遠藤嘉邦参考人) はい。

(川又康彦委員) 丁寧なご説明ありがとうございました。2つ教えていただきたいです。

まず、現状についてなのですけれども、今七、八割が虐待による入所の子供が多いということで、 それ自体も非常にショッキングな数字だと思っているのですが、愛育園さんの定員のほうが大体80名 弱ぐらいということで、そうするとかなりの数が虐待によって実際にいらっしゃるのかなと思うので すが、今は蓬萊小学校、中学校のほうを中心に通っていらっしゃるというお話ですけれども、福島市 内に3つこういった児童養護施設があって、私は結構それが当たり前なのかなと思っていたのですけ れども、先ほどのお話のとおり、県内にはあまりそういった部分がないということで、もともとは市 外に住んでいた子供さんも愛育園さんのほうにお世話になってきている子もいらっしゃるのではない かなと思うのですが、そちら、福島市出身の子供というのは大体どれぐらいいて、そういう虐待を、 分離するような、かなり程度の強い虐待だと思いますので、そういった子がどれぐらいいるかという のがまず1つと、もう一つは頂いた資料の2ページ目でも今は連携のほうが密になってきていて、特 に要保護児童の対策地域協議会、こちら福島市のほうでもこの会議がそういった虐待の発見ですとか 対策について非常に重要な役割を担っているというお話は伺ったのですけれども、この部分で福島市 に対して児童養護施設さんですと、先ほど申し上げた少し程度がもう、児童相談所さんとやり取りす るような程度のケースがほとんどだと思うのですけれども、福島市のほうに対してどういった部分を こういうふうにしてもらうともっと児童虐待が早めに発見できるとか、対策ができるのではないかな というような、今後タイムラグをより減らしていく必要性について記述されていましたけれども、そ ういったところと絡めてどういったことを福島市としてやっていけばいいのかなというのを児童養護 施設さんの立場として何か感じるところがありましたらば教えていただきたいのですが。その2つに ついて教えていただければと思います。

(遠藤嘉邦参考人) 今要保護児童対策地域協議会のお話を出ましたが、福島市独自にやっていますそういった虐待のタイムラグをなくすという意味では、児童福祉法の改正でショートステイという事業が福島市で行われております。親御さんが例えば遠くに行くので、子供さんを3日間だけ見ていてほしいですとか、あとお母さんがちょっと子育てに疲れているので、休息として何日間か愛育園のほうでレスパイトということで、子供の状況等を確認して、預けていただきたいと、これはお金ももちろ

んかかります。市の予算も出ているものなのですが、これについてはほとんど親御さんとの契約とい うことで成り立っていたものなのですが、これが児童福祉法の改正になって、児童本人が例えば学校 に行って、先生にぽろっと今日帰っても家に誰もいないのだと、どうしたの、お父さん、お母さんが 出ていってしまっていないのだよねという場合に、児童相談所に働きかけると、緊急一時保護という と親の同意を得ていないので、なかなか難しいのです。そうすると、学校の先生が連れて帰るわけに もいかない、どうしたらいいのだろうと、親戚とかいるのかなとか、いろいろ考えるのですが、今シ ョートステイ事業は子供の意思でショートステイを利用することができると変わるのです。その部分 でいいますと、そういったものを最大限に利用することで、施設のほうは一昼夜ずっと面倒を見るこ とも可能ですし、疲れている親御さんがちょっと家で暴れているみたいだというふうに一々調査が入 って、調査をした後に一時保護ではなくて、その場でショートステイを利用しましょうという形にも 切り替えられますので、その辺先日も実は社会的養育関係の市内の3施設プラス福島敬香ハイムさん が集まって、市の担当の方にも来ていただいて、これをどんなふうにさばいていくかという話もした のですが、そんなところもショートステイの利用数を多くすることで親御さんの負担軽減につながる ということがあります。東京都の場合ですと、1つの施設で延べ900日から1,000日ぐらい利用がある のです。親御さんがちょっと子育てに疲れて、1週間だけ預かってほしい、そういうのを手軽に利用 できることで、ショートステイとして市の職員の方もそこに入り込めますし、子供さんを施設のほう で預かって、子供さんの状況も見れますし、そこが連携することによって親御さんがちょっとでも気 持ちが子育てに対して前向きになれるようなことになってきますので、ショートステイ事業というの はすごく大きなウエートを占めてくるものになってくるだろうと思います。福島市は早くからショー トステイ事業をやっています。郡山市さんではやっていませんので、その辺のところは郡山市とか本 宮市さんにどうするのだろうというところで、トワイライトの保育所を利用するのかとか、いろいろ と問題はありますが、福島市の場合は市内に3施設があり、保育所さんも数多くあったりするので、 そういったところをどんなふうに直接指示できるかということが福島市さんのほうにもぜひ要望とい うか、お願い、強く要望しながら、要対協に上がっているケースの親御さんに入り込みながら、お母 さん、ちょっと休みませんか、お父さん、ちょっと休みませんかと、子供さんを預かるような、こう いうシステムもあるのですけれども、どうですかねというところのお話もしていくことで、ちょっと は親御さんの負担軽減につながりつつ、いろんな機関と親御さんも結びつくことができるのかなとい うところはひとつお願いしたいところです。

(長谷川文夫参考人) 今のことと併せてなのですけれども、1週間前、21日に福島市の市民会館において、今遠藤副園長補佐が話しした、福島の3施設と福島敬香ハイムと、あとは福島市の担当の方との集まりで話ししたときも、その場で少し申し訳ないと思いながらも要望として話ししたことがありました。それは、ショートステイで預かる施設につきましては、福島愛育園は田沢のほうで、町外れのほうですし、青葉学園さんにつきましてもアイリス学園さんにしても向こうのほうですので、例え

ば小中学生がショートステイを利用する場合に、今籍がある学校に通うとなると結構大変な職員配置の中から労力が出てくるものですから、そういった意味合いも含めまして、福島のまちの中にもし空いている耐震設備もある程度整っている建物があった場合に、そこに福島市の職員の方で元保育士さんであるとか、そういった方々で再任用できる可能性があるのであれば、福島市さんにも何かつくっていただいて、それに対して我々施設の職員も今までやってきたことを同じくやっていけるように共同体がもしできれば、行政の方がやっているのだから、そっちでやってくださいではなくて、我々が持っているものをシェアしながらやることで、我々が見えなかったところが違う部分で福島市に勤めておった方々も着目できるかもしれないというところに私は期待したいと思って話ししてしまったのですが、そういった思いは今遠藤職員が話ししたこととつながるところであります。

(川**又康彦委員)**数的な部分は、1つ目の質問で福島市の出身の子供さんというのはどれぐらいなのですか。

(遠藤嘉邦参考人) 何人というのははっきりとは言えないのですが、福島県内各所から施設の入所ありますので、福島市でいいますと今施設の中で六、七人ぐらいです。というのは、虐待ケースは同じ市内に置けないケースが多いですので。近くに親御さんがいますので、もしかするとというケースになりますので、虐待を受けた子供で重篤なケースについては、福島市のケースであれば例えばいわきさんのほうにとか、アイリスさんのほうにですとか、あと白河さんのほうにお願いするケースがあります。市内の措置というのは、ある程度そういった意味では虐待を受けた子供さんにとっては特に難しい。ただ、親御さんが精神的にちょっと疾患を抱えていて施設入所しましたという場合は、親御さんは車も持っていないので、面会しやすい場所でという場合は市内の措置があり得るのですが、そういった意味では福島市内に3つ施設あるのは非常に大きなことです。

(佐原真紀委員) 例えば里親さんのお宅ですとか、施設の生活が、預かってくださる体制もすごく整っていて虐待を受けている子供にとっていい状況だと思うのです。そういったときに親が反省した状態、そぶりみたいな感じでもう返してくださいとなったときにも、子供に選べる権利みたいなのはどれぐらいあって、実際どういう現状なのかなというところ分かる範囲で教えていただきたいです。

(遠藤嘉邦参考人) そのケースは本当に難しい部分、子供の意思だけで決まることでもないですし、 親御さんの意思もあるのですが、最終的にやはり子供さんに帰りたいのか帰りたくないのか、長期帰 省とか面会を通して親のいろんな姿を見ています。その中で難しいということであれば、そこは家庭 引取りを延ばしながら、親御さんにも相談業務を通しながら理解をしていただく。そうすると、親御 さんのほうが何でこんなに一生懸命やっているのに、子供は振り向いてくれないと言ってぷいっとし てしまう親御さんも中にはいらっしゃるのですが、いや、そうではなくて子供さんは今学校での人間 関係がしっかりできているから、そっちに行きたくないというただの理由で、親御さんが嫌だと言っ ているのではないですよという理由づけをしながらその親御さんには説明して、ちょっと引取りを延 ばしてもらうこともありますし、ただ帰りたい、帰りたいが一致したので、帰してもうまくいかなか った場合についてはすぐに愛育園に連絡を頂戴ね、何かあればということと、あとは高校生ぐらいで帰った子については携帯電話持っていますので、携帯で私なり誰か職員とLINEをつなぎながら、何かあればすぐにそれについて反応もこちらでしながら対応していくような形を取らせていただきます。なので、こちらの意思だけで決まる、親御さんが帰したいと言ったなら子供が嫌がっていても帰すというケースがほとんどであります。その中でしっかりと精査していく。

(佐原真紀委員) 先ほどご説明していただきましたショートステイについてなのですけれども、それが1週間とか1か月とか長くなった場合に、親御さんの連絡がつかない状況や何かというケースの場合は、それに係る料金や何かはどのようになるのでしょうか。

(遠藤嘉邦参考人) 以前あったケースですが、ショートステイもある程度実費の部分もありますし、市のほうからの支援もありますが、ある程度長くなってきて、親御さんと連絡が取れない場合については、ショートステイを一度打ち切って一時保護という形に切り替えます。そうしますと、県の事業である一時保護についてはお金がかかりませんので、そういった形で最終的に入所したケースも過去にはあります。ですから、ショートステイを理由にそのまま親御さんがちょっとどこかに行ってしまったなんていうケースも中にはあるのですが、そういったことも含めて、これは本当に虐待を未然に防いだと私は思っていいと思うのです。そのままその家にいれば、もしかすると子供だけ残したまま親御さんがいなくなった可能性もあると考えると、そういった意味でもショートステイ事業できっかけとして、児童相談所は相談しづらいけれども、取りあえず預けますと預けて、自分は自由だ、楽しいと思ってどこかに行ってしまう親御さんもいらっしゃいます。でも、それはそれで逆に言うと子供さんは守られたのかなというふうに思いますので、そういった意味でもこのショートステイの活用というのは非常に大きな意味合いを持ってくるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

(白川敏明委員長) ありがとうございます。以上で質疑を終了いたします。

この際、参考人の長谷川様、遠藤様には委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、長い時間にわたり文教福祉常任委員会のためご出席くださり、また貴重なご意見を述べていただき、心から感謝申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(白川敏明委員長) ここで、暫時休憩いたします。

午後 2 時43分 休 憩

午後2時46分 再 開

(白川敏明委員長)委員会を再開します。

参考人招致の意見開陳を行います。

本日の参考人招致に関してご意見をお伺いしたいと思います。ご意見のある方はお述べください。 (鈴木正実委員) 先ほどどういう親ということで、親の関係、やっぱり子供たちのこういった受入れ の体制であるとか支援の体制はしっかりしてきているのだというのは実感として分かったわけであり ますが、親に対して、例えば普通の親でこういうことをしているのか、病的なのか、あるいはもう子育て自体に疲れ果てて、精神的に病気になっているのかとか、いろんなケースが考えられる。その中での親に対するしっかりした支援の体制であるとか、あるいはそういう聴取の体制であるとか、そういうものをしっかり構築した上で子供を守っていくところにつなげていくことが必要なのではないかなという印象を持ちました。子供たちに関してはもうある程度整いつつある、整っているという感じがするのですけれども、まだ養育者に対する体制を市としてどこまでできるのか分かりませんけれども、やっぱりそういった体制をもう一度整理をしながら、新たな考えでの構築というのが必要な事態になっているのではないか、そんな印象を受けました。

(山岸 清委員)実態を聞けばなかなかがっかりする状態が多いから、聞けなかったのだけれども、 大変な苦労だよね。最後に先生が何かの会議で言った、こういうのあればいいみたいなことを言った よね。ショートステイだか何だか。

(鈴木正実委員) 町なかでのショートステイ。

(山岸 清委員) どういう、それだって恒久的な施設になるかどうかだけれども、検討だけしたほうがいいのかなという感はしました。

(佐原真紀委員) 私も友人で里親をやっている人がいるのですけれども、その方から聞いても本当に現状が繰り返される、施設に入って、家庭に帰ってもまたやっぱり虐待をされて戻されてしまうというケースが非常に多いと聞いていて、今日のお話を聞いても、そういった施設や何かは思ったよりは充実していたので、そこはちょっと安心したのですけれども、さっき山田委員がおっしゃっていたように、親御さんのほうの現状を変えていかないことにはなかなか難しい問題なのかなということを改めて実感いたしました。

(高木直人委員)本当に子供を育てるという部分については家庭環境といいますか、やっぱり責任というものが非常に大きいなと。そういう施設に入らざるを得なくなる子供さんたちも決して望んで入りたいという子たちばかりではないと思うのです。やむを得ない事情でそこにしか逃げ道がないというか、そこまで追い込まれてしまうという部分を考えたときに、本当に気の毒で仕方ないです。私も子供を持つ親としては本当に心が痛いです。そうなると、やっぱりそういう家庭環境を生み出さない社会をしっかりつくっていかなければいけない。先ほど皆さんからもお話あったように、やっぱりそういう親御さんたちを追い込まないような、そういう支援の形であったりとか、社会構造だったりとか、そういう子供たちを生み出さないための対策は、根本的なそういう親御さんたちへの支援というか、そういうところかなというふうに、私も大変それは今日感じました。

(石山波恵委員) 私が思うのは、子供時代にその親さんから愛情をしっかり受けられなかった子が親になり、自分はたまたまいらいらしたからといって子供にぶつかって、それをしつけと称していつの間にか虐待になってしまう。先ほども数字を聞いて、虐待で入る割合が思っていたよりも物すごく多いなとびっくりしました。また、虐待をした親は子供時代も受けていたということは、やはり子供が

愛情をしっかり感じて育てばそういうふうなところはないと思うのですけれども、それがずっと連鎖されている部分のところを感じました。子供にとっては親の影響力というのは物すごく大きいものだと思いますし、虐待を一回子供が受けたトラウマがある以上、親が改心したとしても、親としての信頼を得るまではやっぱりすごい時間がかかると思うので、1年から3年の間、先ほど長い人は14年とか、長い間かけて施設にいたということを考えると、国の3年という縛りはちょっと短いなという印象を受けました。

(山田 裕委員)入所児童数そのものは確かに減っているけれども、虐待は増えているのだという、 そういう指摘ですよね。今日話を伺いまして、本当に現場の皆さんは大変なご苦労をされていて、本 当に頭が下がるなと思うのですけれども、虐待による入所者が増えている反面、なかなか虐待の実態 がつかみ切れていないというところもあると思うのです。氷山の一角と言われますけれども、なかな か顕在化しない。そこにどうやってメスを入れていくのかというのがやっぱり課題なのではないかな というふうに思いました。もっといるはずなのです。そこを見つけ出して保護するという、そういう 取組をするためにはきちんとした体制づくりも必要ですし、人員の配置とかも求められているのでは ないかなというふうには思いました。

親の話が出ましたけれども、やはり社会に問題があると思うのです。ですから、そこをきちんと改善していくということをしない限り繰り返されますから、その辺もきちんと問題意識を持って取り組む必要があるというふうに考えました。

(羽田房男委員) 地域社会も昔とは違ったということが非常に感じられました。私が小さい頃といい ますと大体半世紀以上前の話ですけれども、世話焼きのおじちゃんとかおばちゃんとか、おっかない おじちゃんとかおばちゃんいて、そういう人に守られて私たちは生活をしてきたのですが、それを今 問うても仕方がないというふうに思うのです。それはもうどうしようもないことなのですが、その虐 待につながることを一つ一つ取り除くということが、例えば参考人資料の1ページの一番下段にあっ たのですが、子供の特性や対応の仕方、発達障害についての理解を深める活動も実施しておりますと いう。ほかの子と違うのではないかという。私もそういうふうに小さい頃に言われたことがあって、 おまえはばかなのだという。ただ、それだけなのです。うちの母親、おまえはばかなのだ。何がばか だか分からないのですけれども、おまえはばかなのだと。ただ、それだけ、それは虐待でもないので しょうけれども、自分では何がばかなのだか分からなくて、母親も分からないわけです。ですから、 そういうことに対しての、鈴木委員がおっしゃっていた教育というものも必要なのでしょうけれども、 そういういろんな原因を一つ一つ、発達障害の子供さんがいれば、そういう子供さんをきちっとやっ ぱり社会が、行政が監視、管理をしてきちっと守ってやるという、それを保護者と一緒に考えながら 援助していくということをやれば、発達障害の子供に対しての虐待というものがずっと減ってくると いうふうに思うのです。ですから、そういう要件がたくさんありますけれども、そういうのを一つ一 つ取り除くように考えていくということが、私たちの提言をしていく上で必要なのかなというふうに

思います。これをやればいいのだというのはあり得ませんので、こういうことも、こういうこともということが、やはりいろんなご苦労されてた今参考人の愛育園の先生方のお話を聞いて感じたことです。

(川又康彦委員) 今日は具体的に子供たちに接する方たちのお話を伺えて、非常に参考になった部分がありました。特に養護施設ということで、親から分離してという虐待の程度が高いお子さんたちと常日頃接していただいているということで、福島市として何ができるのかという部分を質問で聞かせていただきましたけれども、現状だとショートステイの部分をできれば充実してもらいたいという参考人からの意見がありましたが、私としては感じた部分で言いますと、今社会的な状況も変わってきている中で、根を見つけるためのショートステイという部分だけではなくて、福島市としては中核市としての責務というか、そういった部分で児童相談所というのを福島市が設置していくという方向にかじを取ってもいいのではないかというふうに私としては感じましたので、そちらを意見開陳として申し上げたいと思います。

(白川敏明委員長) ご意見をいただき、ありがとうございました。

本日いただいた意見については、正副委員長手元で内容を整理させていただき、調査のまとめの際 にお示しさせていただきたいと思います。

意見開陳は以上といたします。

次に、当初10月に予定していた行政視察についてですが、正副委員長としましては、参考人招致により本調査における課題等を確認した後に、視察先、聴取内容、視察方法を調整したいと考えています。視察先や視察方法につきましては、資料のほうなのですが、DD、今後のスケジュールのとおり、その時点での新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら判断したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(白川敏明委員長) 最後に、その他に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(白川敏明委員長) なければ、以上で文教福祉常任委員会を終了いたします。

午後3時00分 散 会

文教福祉常任委員長 白 川 敏 明